

三朝町の建築物等における木材の利用促進に関する方針

平成23年11月15日

一部改正 令和6年1月15日

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、鳥取県が策定した「鳥取県産材利用推進指針（鳥取県木材利用促進基本方針）」（令和5年2月改正）に即して策定するものです。

本町で育ち伐採生産及び製材加工された木材を中心とする地域材（天神川流域産・鳥取県内産を含む。以下「木材」という。）を建築物等に積極的に利用することによる木材の適切な供給及び利用の確保を図り、本町の林業が持続的に発展することを目的として、建築物等における木材の利用促進の意義、目標、その他必要な事項を定めます。

第2 建築物等における木材の利用促進の意義

木材の重さの約5割は、樹木が大气から二酸化炭素を吸収して固定した炭素であり、木材を建築物や土木工作物等で使用することは、吸収した二酸化炭素を長期間にわたって貯蔵することとなり「都市等における第2の森林づくり」と言えます。また、木材加工に要する消費エネルギーは、鉄の40分の1、アルミニウムの70分の1と格段に少ないことから、木材の利用は環境にやさしい取り組みと言えます。

木材を使うことにより、「伐って」→「使って」→「植えて」→「育てる」という森林資源の循環利用が可能となり、地域の森林の保全に繋がるとともに、地場の林業や木材産業、住宅関連産業等の地域産業の可能性にも大きく貢献するものです。

第3 建築物等への木材の利用促進の目標

1 木材の利用を促進すべき建築物等

木材の利用を促進すべき具体的な建築物等は、本町が整備する以下のような広く住民一般に利用される施設等とし、幅広い分野で木材の利用促進を図ります。なお、木材の使用に当たっては、CLT（直交集成板）やLVL（単板積層材）等の新たな木質部材の使用に努めます。

- 学校教育施設（小中学校など）、社会教育施設（図書館、公民館等）、社会体育施設（体育館など）、社会福祉施設（保育所など）、文化施設、公営住宅、庁舎などの建築物
- 道路、河川、公園、土地改良等の土木構造物

道 路	木製ガードレール、木製デリネータ、間伐材パネル、スギ合板型枠、案内板、工事用看板、仮設防護柵、法面吹付材など
河 川	護岸工、杭柵、木工沈床、スギ合板型枠、案内板、工事用看板、仮設防護柵など
公 園	あずまや、案内板、標識類、野外卓、ベンチ、パーゴラ、歩道階段、木道、遊歩道路盤材、植栽支柱など
農業・農村	柵工、筋工、簡易土留め、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵など

- 机、書棚等の備品

2 木材の利用を促進するための施策の具体的方法

建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図ります。

建築物の構造は、町内事業者で設計施工が対応可能な在来工法に加え、強度・耐火性に優れた木材の製造技術及び製造コスト低減の技術革新が進んでいることから、このような新たな工法を活用した木造化についても検討を行うとともに、内外装の木質化も併せて検討します。

また、建築物において使用される机、椅子、遊具、書棚等の備品や消耗品についても木製品の導入を検討するほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や建築物の適切な維持管理及び排煙など周りへの影響を考慮しつつ導入を検討します。

3 町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

(1) 公共建築物

今後、本町が整備（新築・増築・改築）する低層の公共建築物（高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の施設）については、やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合を除き、原則として木造とし、内装は木質化を促進します。

なお、これ以外の施設であっても、木造と非木造の混構造の採用を促進します。

また、建築基準法等で耐火建築物・耐火構造が求められる公共建築物等でも、今後の技術開発など課題の解決状況を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化に努めます。

(2) 土木構造物

本町が行う公共土木工事では、コストや維持管理に合理性を欠く場合を除き、木材による各種資材の利用促進に努めます。

(3) 備品・消耗品

備品・消耗品は、木材を原料としたものの利用を促進するほか、認定グリーン商品の調達に努めます。

(4) 暖房器具等

暖房器具やボイラーなどを導入する場合は、エネルギー源として木質バイオマスを燃料とする器具等の選定について、導入及び燃料の調達や維持管理に要するコストと体制を考慮しながら導入促進に努めます。

第4 建築物等における木材利用促進に必要な事項

1 木材利用促進の要請

本町以外の者が整備する建築物等においても積極的に木材が利用されるよう、建築物等の整備主体に対し、木材の利用促進に係る理解と協力を得るよう広く呼びかけます。

2 ライフサイクルコスト等の考慮

公共建築物の整備に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、建設コストにとどまらず、その計画・設計等段階から、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材の利用に努めます。

土木構造物、備品・消耗品、暖房器具等についても、購入や維持管理に係るコスト、木材利用の意義・効果を総合的に判断しながら、木材の利用に努めます。

第5 木材の適正な供給確保に関する基本的事項

建築物等における木材の利用促進を図るためには、当該施設の建設に必要な木材が低コストで円滑に供給される必要があります。

このため、森林所有者、森林組合・素材生産業者等の林業事業体、製材業者その他の木材供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、森林施業の集約化等による低コスト林業の推進、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物等の整備に係る木材のニーズに応じた乾燥材等の適切な供給のための木材加工の高度化及び流通の合理化等を推進します。

第6 推進体制

町は、木材の利用を通じた新たなまちづくりの観点から、庁内連絡会議において、木材の建築物等への利用を促進するための検討を行います。

また、木材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発等を行うとともに、住民等と協働した木のまちづくりなどについての情報と意見の交換等を行い、地域ぐるみによる木材利用促進を目指します。